

2019 GLOBAL MX-5 CUP JAPAN 競技規定 (草案)

2019 GLOBAL MX-5 CUP JAPAN (以下「本シリーズ」という)は、国際自動車連盟 (FIA) の国際モータースポーツ競技規則に準拠した JAF 国内競技規則およびその細則、ならびに B-Sports GLOBAL MX-5 CUP JAPAN 事務局 (B-Sports) 発行の本規定、各競技会特別規則書、ならびに各サーキット規定に従って開催される。全ての参加者は、これらの諸規定に精通し、これを遵守するとともにオーガナイザーおよび競技役員の指示に従う義務を負うものとする。本規則の終局条文は日本語版とし、その解釈に関して疑義が生じた場合には日本語版が用いられる。

第1条 開催日程

本シリーズは、JAF 地方選手権「2019本州ツーリングカー選手権」として、以下の日程にて開催する。

シリーズ	日程	競技時間	開催場所
合同テスト	<u>3月23日(土)</u>	<u>60分間</u>	スポーツランド SUGO (宮城県柴田郡)
第1戦	<u>4月14日(日)</u>	予選 <u>20分</u> 決勝 <u>45分</u>	スポーツランド SUGO (宮城県柴田郡)
第2戦	<u>5月12日(日)</u>		鈴鹿サーキット (三重県鈴鹿市)
第3戦	<u>7月7日(日)</u>		ツインリンクもてぎ (栃木県芳賀郡)
第4戦	<u>7月28日(日)</u>		岡山国際サーキット (岡山県美作市)
第5戦	<u>9月23日(月/祝)</u>		富士スピードウェイ (静岡県駿東郡)

※開催日、内容は諸事情により変更する場合がある。

※詳細なタイムスケジュールは公式通知にて示す。

第2条 参加クラス

1. 本レースは、以下の2つのクラス区分によりレースを実施する。

グローバルクラス	MX-5 世界一を目指すクラス。 ドライバーは1名で参加する。
エンブレムクラス	レースを純粹に楽しむことを目的としたクラス。 ドライバーは2名までの登録することができる。

2. 同一開催日に、異なるドライバーが同一車両でそれぞれ異なるクラスに参加することは認められない。また、同一開催日に、一人のドライバーが複数のクラスに参加することは認められない。
3. 各大会において、クラスを追加・変更・中止にする場合がある。また、各クラスの参加台数が25台未満の場合は、そのレースの挙行を中止、レースの合併、レース距離の短縮を行う場合がある。

第3条 参加資格

1. すべての競技参加者およびドライバーは、所属するASNによって発給されたレース競技に有効なライセンスを所持していなければならない。
2. すべてのドライバーは、JAF国内競技運転者許可証A 相当以上かつ国際競技運転者許可証B以下でなければならない。
3. JAF以外のASNに所属する競技参加者およびドライバーは、FIA国際競技規則第2.3.7で定められた出場証明書を提示しなければならない。

第4条 プラチナドライバー規定

1. 「プラチナ」ドライバーとは、以下の各項に定義された認定基準に基づき、B-Sportsによりプロドライバーと認定されたドライバーの総称で、この基準に適合しないドライバーを「ジェントルマン」ドライバーと称する。
2. グローバルクラスに「プラチナ」「ジェントルマン」のいずれのドライバーも参加できるが、賞典が付与される条件が異なる場合がある。
また、エンブレムクラスの第1ドライバーは「ジェントルマン」であることを条件とする。第2ドライバーは「プラチナ」「ジェントルマン」のいずれのドライバーも参加できるものとする。
3. プラチナドライバーの認定基準
 - ① 過去15年以内にFIA世界選手権にシリーズで参加実績（年間2戦以上）がある。
 - ② 過去15年以内にSUPER GT 500、Super Formula、ならびにFormula Nipponにシリーズで参加実績（年間2戦以上）がある。
 - ③ 過去15年以内にSUPER GT GT300クラスで優勝した実績がある。
 - ④ FIAドライバーカテゴリー ゴールド以上。
 - ⑤ 上記基準に満たないものの、B-Sportsが特にプラチナドライバーと認めた場合。

⑥上記基準に該当するものの、B-Sports が特に認めた場合、プラチナドライバーと認めない場合がある。

4. プラチナドライバー認定に関する最終的な権限は、B-Sports が有し、プラチナドライバーの認定は B-Sports ブルテンとして B-Sports より公示される。

第5条 参加申し込み

1. 年間エントリー

①年間エントリーとは、チーム（エンタラント）がドライバーを指名し、シーズン前に全大会への参加を表明することを言い、指定された様式と方法に従い B-Sports に登録申請を行わなければならない。なお、以降の消費税表記については税率 8%時のものとする。

②年間エントリーチームが、チームの事情により欠場大会が生じた場合、その欠場大会の主催者へ遅くとも 15 日前までにリタイア届を提出しなければならない。
ただし、欠場した場合も、一旦納付した参加料の払い戻しは行わない。

③年間エントリーの受付期間は、2019年2月1日～2月28日とする。それ以降については、スポットエントリーのみ受け付けるものとする。

2. スポットエントリーチーム（年間エントリー以外のエントリーチーム）

①各大会が指定する参加申し込み期間に参加を申し込むことによって参加が受理されるチームを言い、指定された様式と方法に従い B-Sports に登録申請を行わなければならない。

②チームは参加申込期間内に、1 台の車両に対して 1 名のドライバーを指名登録しなければならない。また、ドライバー名や車両名変更など、プログラムに内容反映できるのは、参加申込期間内までとする。

③スポットエントリーの受付期間は、各大会とも開催日の 40 日前から 20 日前までとする。それ以降についてはエントリーを受け付けない。

3. 参加申込書に記載する登録車両名称欄には、必ず「MX-5」、「ロードスター」、「ROADSTER」のいずれかの文字が含まれていなければならない。

4. チームが参加申し込み内容の変更を希望する場合、変更して参加する大会の参加申し込み期間内（各大会とも開催日の 40 日前から 20 日前まで）に、指定された様式と方法に従い B-Sports 事務局へその変更部分を通知すれば変更手数料は無料とする。その期間を過ぎて変更を希望する場合には、競技会特別規則に従った手続きを行うものとし、所定の変更手数料が必要となる。ドライバー変更も認められるが、チームの変更を伴わない場合に限られる。

第6条 参加料および保険料

1. 参加料

年間レースエントリー料	<u>540,000 円 (税込/1 年間)</u>
スポットレースエントリー料	162,000 円 (税込/1 大会分)
スポット合同テストエントリー料	54,000 円 (税込/1 開催分)

※合同テストは、開幕戦の約 1 ヶ月前にスポーツランド SUGO にて実施予定。日程等の詳細については別途通知する。

※レースエントリー料には、登録されたドライバー (1~2 枚) /チームクルー (5 枚まで) の入場パス、競技車両、サービスカーの車両通行証 (4 枚まで) を含む。

※年間レースエントリー料には、上記に加え、合同テストエントリー料を含む。

※ゲストを招く場合には別途、年間シリーズ特別パス : 32,400 円 (税込/1 名/1 年間) もしくは大会ごとに定められた料金のチケットを購入すること。

※消費税込価格は消費税率が 8%での表示とし、消費税率が変動した場合は、それに応じて消費税込価格も変動する。

2. 保険料

①各大会の特別規則書に従うものとする。

②各大会の特別規則書に規定がない場合 次の規則に従うこと。

- ・ドライバーは 900 万円以上 ピットクルーは 400 万円以上の当該レースに有効な保険に加入済の者はその旨を申告するものとする。
- ・加入金額が上記の金額に満たない者はその不足分について必ず各大会オーガナイザーの指定する保険に加入しなければならない。

③ツインリンクもてぎ、鈴鹿サーキット開催レースについては、もてぎ・鈴鹿 (MS) 共済会 (TRMC-S もしくは SMSC 会員ではない方は、暫定加入としてドライバー : 7,000 円/1 名、ピットクルー : 500 円/1 名) に加入しなければならない。

3. レースが中止になる場合を除き、一旦支払った参加料ならびに保険料は返還されない。ただし、レースが中止になったり、定員に漏れる等の理由で参加が受理されなかった場合、年間エントリーチームには、中止になった大会につき 97,200 円 (税込) が返金される。また、スポットエントリーチームには、総支払額の 10%を返金事務手数料として差し引いた全額が返金される。

第7条 レースディレクターおよび競技会審査委員会ドライビングアドバイザーの義務 (役務) と権限

1. レースディレクターは常時競技長と協議しながら役務を遂行する。

レースディレクターの義務 (役務) は、大会期間中のレース運営や判定に関する項目について、

シリーズを通した独自の判断に基づく提言を競技長に行ない、大会における競技運営および判定基準の平準化を図るものとする。ただし、レースディレクターはレース運営や判定に関する最終的な判断を下す権限を競技長に委譲する。

- ①運営に携わる競技役員の配置や運営機器の配備状況、安全管理体制等を大会事務局より報告を受け、必要に応じて修正提案を行う。
- ②全ての走行時間帯におけるレース管制、ミーティング、ブリーフィングは競技長と同席する。
- ③レースディレクターは、以下の項目について FIA 国際モータースポーツ競技規則および本規則に従い、競技長に対し提案を行う。この場合、競技長はレースディレクターと協議して対応する。
 - 1)タイムスケジュールの遵守または変更を行うこと。
 - 2)全てのプラクティスセッションや決勝レースを中断し、再開の為にスタート手順の実施。
 - 3)全てのプラクティスセッションや決勝レースで、競技車両を停止させること。
 - 4)全てのプラクティスセッションや決勝レースにおいて発生した違反行為に関する判定。
 - 5)決勝レースのスタート手順と進行の実施。
 - 6)決勝レースにおけるセーフティカー導入および引き揚げ。
 - 7)競技車両の再検査、ドライバーの身体検査を求めること。

2. 競技会審査委員会ドライビングアドバイザー

経験豊富なプロドライバーもしくは元プロドライバー、または競技長経験者等とする。その役割は主に以下についてのアドバイスを行うことで競技会審査委員会を補佐することである。

- ①コース上におけるドライバーと競技参加者の行為
- ②競技会審査委員会がドライバーの罰則等について審議する際の補佐。なお、アドバイザーは、競技会審査委員会の会議に出席しなければならないが、投票の権利は有さない。

第8条 一般的合意事項

1. 本シリーズ戦に係るすべての個人、団体ならびに組織はすべての規則、規定を遵守することを条件に本シリーズ競技会に参加する事が許される。
2. 競技会期間中、エントリーに関わるすべての関係者は当該競技参加者またはその代理人と同様に規則を遵守しなければならない。
3. 競技参加者、チーム監督、ドライバー、チームクルーおよびゲストは、秩序ある行動をとること、そして相互にまたは競技役員に対して、攻撃的または侮辱的な言葉を厳に慎まなければならない。

第9条 競技参加者の遵守事項

1. 競技参加者は、自己の参加に係るすべての者にすべての法規および規則を遵守させる責任を有する。
2. 競技参加者およびドライバーならびにその車両に係る者は競技会期間中、自己の車両が車両規定および安全規定に適合していることを保証しなければならない。
3. 車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合していることを申告したものとみなされる。
4. 競技参加者、ドライバー、チームクルーおよびゲストは、発行されたグレデンシヤル等を常に正しく身につけていなければならない。
5. 車両通行証も含めグレデンシヤルの不正使用が発覚した場合は大会審査委員会に報告され、競技結果に反映する罰則等厳重に罰せられる。
6. ペット類（身体障害者補助犬法に基づく場合、及びそれと同等の使命を持った動物を除く）のパドック、ピットエリアの入場は禁止され 16 歳未満の者は競技中ピットレーンの出入りは禁止される。

第10条 参加車両、ゼッケンの表示、広告スペース、ドライバーの装備品

1. 公式車両検査等

- ①参加車両は、別掲の車両規定に合致した車両でなければならない。
- ②公式車両検査は、公式通知で示されるタイムテーブルに従って、所定の車両検査区域で行われる。
- ③車両は、指定の時間内に所定の公式車両検査場所で、公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査を受けない車両、検査の結果、参加が不適当と判断された車両、また、技術委員長による改善命令に応じない車両は、競技に出場できない。
- ④定められた時間に遅刻した車両に対する処置は、競技長が競技会審査委員会に図って行うものとする。
- ⑤公式車両検査を受ける車両に補助員を検査区域に同行する場合は、競技参加者、指名登録されたメカニックでなければならない。
- ⑥各ドライバーは、公式車両検査時（装備品チェック時間）に、JAF 国内競技車両規則第 4 編付則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則」に従い整えた装備品及びアームレストレイントを携帯もしくは着用して技術委員の点検を受けなければならない。
- ⑦公式車両検査に合格した車両には「GLOBAL MX-5 CUP JAPAN テクニカルパスポート」

が発行され、車両の交換が禁止される。

⑧公式車両検査に合格した車両は、いかなる場合も当該大会サーキットのパドック以外に持ち出してはならない。また、その車両に対する全ての作業は、自己のピット、または指定された車両整備場のみで行われなければならない。但し、やむを得ず車両をパドック以外に持ち出さなければならない場合は、公式予選終了後 1 時間以内に大会事務局へ持ち出しの申請をし、大会技術委員長及び、大会競技長の許可を得る事を条件にパドック以外への持ち出しが可能となる。

この場合、参加車両が競技を継続するには指定された時間内に再車両検査を受診し合格しなければならない。再車両検査を受診するには、事前に再車両検査手数料として¥21,600 を当該大会事務局に支払わなければならない。再車両検査に不合格となった場合でも、この手数料は返還されない。

⑨競技中の車両保管は、決勝レース終了後のみ行われる。

⑩技術委員長は、公式車両検査の時間外であっても随時、参加車両の検査を行う権限を持ち、この検査に応じないチームに対しては罰則が適用される。

2. ゼッケン番号は、チームの希望 (1~99 番までの範囲とする) とそれまでの使用実績を考慮し、B-Sports が決定する。B-Sports が指定するフォントおよびサイズで、別途定める参加車両の決められた場所に貼付すること。
3. チームは B-Sports および各大会オーガナイザーのために広告スペースを提供しなければならない。B-Sports およびオーガナイザー指定のスポンサーステッカーやワッペン等を、別途定める参加車両およびレーシングスーツの決められた場所に貼付すること。

第 11 条 エンブレムクラスのドライバーの最大連続運転時間

1. エンブレムクラスの一人のドライバーの最大連続運転時間は、当初のレース時間の 3 分の 2 を超えてはならず、決勝競技中に 1 回以上のピットインを義務づける。
2. ピットストップを行った時点で、ドライバー交代の有無を問わず、連続運転時間はリセットしたものとみなされる。

第 12 条 公式予選

1. 各大会において 1 回の公式予選が開催され、ドライバー (エンブレムクラスは登録したドライバー全員) は公式予選に参加しなければならない。
2. 公式予選の際に使用する車両は、公式車両検査に合格した車両にかぎられる。

3. 公式予選通過基準タイムは公式予選で達成された1位のベストタイムに130%を乗じたものとし、これを超えることはできない。
4. 競技長はコースの安全性の確保または清掃、車両回収のために必要な場合は赤旗を表示することにより公式予選を中断することができる。
このように公式予選が中断された場合でもドライバーおよび車両の予選通過に対する影響についての抗議は受け付けられない。
公式予選にコースアウトした車両は、当該予選中、自力で走行し自己のピットに戻った場合のみ以降の公式予選に出走する事が許される。
ただし、赤旗原因と特定された車両は再びコースインすることは許されない。赤旗提示の原因と特定されたドライバーは、罰則の対象となる場合がある。
5. 公式予選結果の順位は、それぞれのドライバーが記録した最高ラップタイム順（エンブレムクラスは登録したドライバーの全員の内の最高ラップタイム）に決定される。2名以上のドライバーが同一の最高ラップタイムを記録した場合には、最初にそのタイムを出した車両が優先され、以下この方法に準じて順位が決定される。
6. 公式予選中に黄旗提示区間を走行した車両の当該周回タイムは、公式予選結果として採用しない場合がある。
7. 公式予選通過基準タイム達成車両が、競技会特別規則に定められている決勝出走台数に満たなかった場合、上記の予選通過基準タイムを達成しなかったドライバーおよび公式予選に出走できなかったドライバーは、決勝レース出走嘆願書を競技会審査委員会に提示することができる。競技会審査委員会は、ドライバーからの嘆願に基づき当該ドライバーの決勝レースへの出場を認めることができる。ただし次の条件を満たしていること。
 - ①すでに公式予選を通過した車両が除外されないこと。
 - ②それらの車両が公式予選通過基準タイムを達成する能力があると判断されること。
 - ③それらのドライバーがすべての安全事項（サーキットの知識等）について保証されていること。

（当該嘆願書は暫定結果発表後30分以内に大会事務局に対し提出すること）

第13条 ピット規定

1. ピットインの場合は、手または方向指示器で後続車に合図をし、ピットレーン入り口から徐行しながら減速帯を進行し、十分に減速してから停車帯に入り自己のピット前で停車すること。
2. ピットレーン通過速度は、各サーキット指定の制限速度に従うものとする。

3. 自己のピットエリアで作業できる人数は、チームクルーもしくはドライバーとして登録された3名までとする。
4. エンブレムクラスの車両が決勝レース中にピットインする場合、自己のピット前で停車後、エンジンを1分以上停止しなければならない。 停止時間は各自で計測するものとし、競技役員は特に指示を出さないが、停止時間を違反した場合には、ペナルティを科せられる。グローバルクラスおよびエンブレムクラスの予選中はこの限りでは無い。
5. エンブレムクラスは、到着ドライバーが出発ドライバーのシートベルト装着の手伝いをする場合に限り、ピット作業の人数に含まないものとする。
6. エンブレムクラスは、ドライバー交代を行っている間、必ずエンジンを停止させてなければならない。交代による停止時間は特に定めない。
7. ピット作業の場合を除いて、チームクルーがピットから出て停車区域に立つことを禁止する。また、シグナリングプラットフォームに出られる人員は、登録されたチームクルーのみとする。
8. 競技中は、ピットでのタイヤやラジエータ等の冷却のための水・氷等の使用、燃料や油脂類の補給は禁止される。

第14条 スターティンググリッド

1. スターティンググリッドにつくことを許される車両台数は当該サーキットの許可条件で特別規則に記される。
2. スターティンググリッドは1×1のスタaggerドフォーメーションに配列される。1×1のスタaggerドフォーメーションは静止状態のみに適用され、ローリング・スタートにおけるグリッドは2×2フォーメーションとする。
3. ポールポジションは公式予選において最高タイムを達成した競技車両に与えられる。

第15条 スタート手順

1. スタート方法はローリング・スタート方式が採用される。 セーフティカーをローリング・スタートの先導車両に使用する。
2. スタート進行はフォーメーションラップ3分前に開始され、その進行は1分前および30秒前

を表示したボードにより表示される。これらのボードは警告音とともに表示される。

①3 分前ボード

ドライバー、競技役員を除くすべての者はコース上から退去する。

②1 分前ボード

ドライバーが競技車両内に着座したままエンジンを始動する。

③30 秒前ボード

この合図の後、グリッド前方でグリーンフラッグが振られ、同時にセーフティカーを先頭に全競技車両は隊列を保ちフォーメーションラップを開始する。競技車両の隊列最後尾にはクロージングカーが付き追走する

フォーメーションラップは 2 周以上実施する場合がある

④指定グリッドにつけなかった車両ならびに正規にスタートできずピットスタートする車両はピットロード出口で待機し全車がスタートし最後尾の競技車両がピットロード出口を通過した後ピットロードの信号にグリーンライトが点灯することによりスタートが許される。

⑤フォーメーションラップ開始時にスタートできなくなった場合ドライバーは、ステアリングから手を離して競技役員に合図するものとする。その列を監視している競技役員は黄旗を振動表示する。この場合、他の全車両がグリッドを離れた後、競技役員のみが該当車両をコース上で押しエンジンを始動することができる。この後、車両はフォーメーションラップに加わるものとするが、他の走行中の競技車両を追い越してはならない。

⑥フォーメーションラップに出遅れた車両及びフォーメーションラップ途中でスタート順位を保てなかった車両は、他車を抜かずに最後尾を走行すること。隊列の速度についていけない車両は、自主的に隊列の後ろに下がり自己のピットに戻ることに。

⑦フォーメーションラップが開始された時点でスタートラインの信号灯にレッドランプ（赤灯）が点灯され、すべての監視ポストにおいて黄旗の振動表示がされる。

⑧フォーメーションラップ先導中のセーフティカーの速度は、最高 80km/h に保たれる。

⑨セーフティカーは、フォーメーションラップ終了と共にコースから退去する。競技車両はポールポジション車両の先導で相対的な 2 列の隊列を維持しつつ、最低速度約 70km/h、最高速度約 80km/h にてそのまま走行を続け、加減速を行ってはならない。

⑩スタート信号は競技長が管理するスタート信号灯（グリーンランプ）により合図される。スタートラインの信号灯のレッドランプがグリーンランプに変わると同時にレーススタートとなり、スタートラインの手前でも他車を追い越すことが認められる。なお、予備的に緑旗を振動表示する場合があるが、信号灯での合図を優先とする。

⑪フォーメーションラップ中に何らかの問題が生じた場合、スタート信号灯にはレッドランプが継続して点灯され、すべての監視ポストでは黄旗の振動表示がされることにより、全車はもう 1 周フォーメーションラップを継続して行う（全車の速度は維持されること）。このように追加フォーメーションを行った場合、その周回は決勝時間に含まれる。

⑫例外的な状況下でのみ国際モータースポーツ競技規則付則 H 項に従い「セーフティカー」スタートが許される。

第16条 レース終了及び順位確定

1. 先頭車両が次の周で最終周回となる場合、その合図として全ての車両に対して本コースのコントロールライン上で白旗が振動表示される。ただし、天候またはその他の理由で、この旗が表示されずとも、最終周回となる場合がある。
2. レース終了の合図は、総合1位の車両が当初のレース時間を走破した時点で直ちに本コースのコントロールライン上で表示される。
3. 順位判定は、最終周回を完了し本コースコントロールライン上でチェッカーフラッグを受けた者に対してのみ行われる。ただし、赤旗表示の場合は適用されない。
4. 先頭車両が所定の時間を完了する前にレース終了の合図（チェッカーフラッグ）が出された場合レースはその時点で終了したものとみなされる。また、レース終了の合図が遅れて表示された場合は、先頭車両が所定のレース時間を本来完了すべき時点で終了したものとみなされる。
5. 最終周回を完了した車両の中で走行周回数が優勝車両の70%（端数切り捨て）に達していない車両は順位の認定を受けられない。
6. レース終了の合図を受けた後、すべての車両は、不必要な遅れを生じさせることなく、何か物を受取ったり、あるいは援助（マーシャルの援助が必要な場合を除く）を受けたりすることなく、定められたコースを通過して直接レース後のパークフェルメに進むものとする。
上記についての例外は、最終戦の入賞ドライバーがパークフェルメに到着する前に入賞を祝う行為を行う場合で、その行為は以下であることが条件とされる。
 - a) 安全に配慮し、その他ドライバーやオフィシャルを危険にさらすことなく実施される。
 - b) 当該ドライバーの車両の合法性に疑義を生じない。
 - c) 表彰式典を遅延させない。自力でレース後のパークフェルメへ到達できない完走車両は、マーシャルの管理のもと、パークフェルメへ移動される。

第17条 セーフティカー

FIA 国際競技規則付則 H 項の規定に従い、必要に応じてセーフティカーが導入される。なお、以下の運用を認めることとする。

1. 決勝レース中のセーフティカーは、FIA 国際競技規則付則 H 項に定められている通り、「ピットレーンからトラックに合流する」ことを基本としているが、スタート時および直後に発生

した事故に対応するため、1周回に限り当該セーフティカーの待機場所を変更することが認められる。ただし、待機場所を変更した場合、オーガナイザーは関係者に対し公式通知およびブリーフィングによる周知徹底をはからなければならない。

2. 決勝レース中にセーフティカーにより非競技化された際には、FIA国際競技規則に定められた「セーフティカーは、少なくとも先頭車両がその後方に就き、残りの全車両がさらにその後方に整列するまで活動を続ける（以下省略）」との手順を原則とするが、一度捉えた先頭車両がピットインした場合には、レースの状況を総合的に考慮し、競技長の裁量によりSCの直後を走行している車両を先頭車両とみなしレースを再スタートすることが認められる。

第18条 レースの中断およびレースの再開

事故によってサーキットが閉鎖されたり、天候またはその他の理由で競技の継続が危険となったため、決勝レースを中断する必要がある場合、競技長は赤旗をすべての監視ポストで、また赤ライト（中断ライト）をライン上において提示することを命ずる。

1. レースの中断

- ①中断の合図（赤旗）が出されたら、追い越しは禁止され、ピット出口は閉鎖される。全車は、直ちに赤旗ライン後方のグリッドまでゆっくりと進み、先頭車両の位置に関わらずスタガードフォーメーションで停止しなければならない。この時点でのピットインは禁止される。なお、レース再開時のグリッドは、赤旗ラインに停止した順を基本とする。
- ②コースが閉鎖されたこと等によりグリッドに戻ることができなくなった車両がある場合、当該車両はコースが使用可能な状態になり次第それまでの順でグリッドに戻される。レース再開時のグリッドは、レースが中断される最終のコントロールライン通過順に配列され競技会審査委員会は承認を行う。
- ③レース中断中の処置は次の通りとする。
 - 1) 計時システムは停止せず、ラップモニターの時間管理はレース継続を表示している。
 - 2) レースが中断された後にピットレーンに進入した車両、あるいはグリッドからピットレーンに押し出された車両には、レース再開後にペナルティを科せられる。レース中断の合図が出されたときに、すでにピット入口あるいはピットレーンにいた車両については、正規ピットイン車両として自己のピットに停止することが認められ、ペナルティを科せられることはない。
 - 3) グリッド上には、登録されたチーム要員と競技役員のみが立ち入りを認められる。

2. レースの再開

- ①中断はできる限り早く保たれ、再開の時刻がわかると直ちに、チームにはピット放送等を通じて知らされる。
- ②レースの再開が決断された時点で、再開「5分前」が『パドック放送』及び『モニター表示』

により合図され、再スタートの進行が開始される。

- ③再スタートの先導車であるセーフティカーは、赤旗ラインの先頭車両ではなく、当初のレース順位の先頭車両の前に配置される。これは、再スタート 5 分前の合図と共に競技役員の誘導により当初のレース順位の先頭車両より前にいる車両はエンジンを始動し、コースを 1 周して再スタートの隊列の後尾に着くことの合図である。
- ④赤旗中断時点で正規にピットインしていた車両に限り、「5 分前」の合図が出された時点でピット出口に整列できた車両は前項③による隊列の更に後尾に着くことが認められる。
- ⑤レースはスタートシグナルのグリーンライトを合図にセーフティカー先導により再開される。セーフティカーに後続するすべての車両はグリッドを離れ、非競技化された周回でレースが再開される。
隊列は、当初のレース先頭車両を先頭にした隊列の後尾に 5 分前にコースを周回して隊列後尾に着いた車両、更に正規ピットイン車両で 5 分前にピットアウトできた車両の順番で構成される。
- ⑥セーフティカー先導による再スタート時に、グリッドからスタートできずに遅れてしまったドライバーは、セーフティカー後方の車両列の最後尾につかなければならない。
2 名以上のドライバーが関与した場合には、グリッド順に、隊列の最後尾に整列するものとする。
- ⑦セーフティカーは、以下の場合を除き、少なくとも 1 周回後にピットに入る。
 - 1) 全ての車両がセーフティカー後方でまだ整列されていない場合。
 - 2) さらに介入が必要な状況が重ねて発生している場合。
- ⑧この周回の間は、FIA 国際競技規則付則 H 項第 2 章 9. セーフティカー運用手順 2,9,15、2,9,16、2,9,17 及び 2,9,18 が適用される。
- ⑨レースが再開できなかった場合は、レースは中断の合図が出された周回の 1 つ前の周回が終了した時点の競技結果が採用される。

第 19 条 車両保管

1. 順位確定の対象となる車両は、競技役員の監督の下に競技会特別規則に示されたパークフェルメに入り、それらの車両は競技会審査委員会の指示がない限り正式結果発表までその場所に保管される。
2. パークフェルメへの出入りは担当の競技役員のみ許される。決勝レース後パークフェルメに乗り入れたドライバーは速やかに退出するものとし、競技会審査委員会の許可がない限り、いかなる者もパークフェルメの入場、保管中の車両に手を触れることが禁止される。

第 20 条 抗議

JAF 国内競技規則第 12 条に従って行うことができる。

第 2 1 条 式典条項と記者会見

1. 各大会のレース終了後に行われる暫定表彰式には、当該入賞ドライバー全員の出席が義務付けられる。また、当該入賞ドライバーは、指定車両メーカー提供の帽子ならびに指定タイヤメーカーの帽子を正しく着用して式典に臨むことを拒否できない。
2. 各大会のレース終了後に正式表彰式が行われる場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、当該入賞ドライバー全員の出席が義務付けられる。また、当該入賞ドライバーは、暫定表彰式で受け取った指定タイヤメーカーの帽子を正しく着用して式典に臨むことを拒否できない。
3. 各大会にて公式記者会見が実施される場合は、指定された者は出席しなければならない。
4. 各大会にてドライバートークショーおよびサイン会が実施される場合は、指定された者は出席しなければならない。

第 2 2 条 無線の使用

1. 大会期間中、サーキット内で無線設備（アンテナを含む）を使用して通信を行う場合、日本の電波管理法に従った方法で無線通信が行われなければならない。（競技会特別規則で特に規定されている場合は、競技会特別規則が本条に優先して適用される）
また、モータースポーツ無線協会（MoSRA）の無線器機の使用が強く推奨される。
2. 無線設備の使用は、事前に B-Sports を通じオーガナイザーに無線の詳細を届け出て、許可を得なければならない。この届出内容に逸脱し、電波法違反で取締りを受けたチームに対しては、失格までのペナルティを科せられる。
3. B-Sports は、チームが使用している無線の周波数を把握すると同時に、場合によっては興行の一部として無線内容を観客に一部公開できる権利を有するものとする。

第 2 3 条 各大会賞典

1. 各大会賞典は下記の通りとする。

①グローバルクラス

順位	主催者賞	MAZDA 賞
----	------	---------

1位	トロフィー、JAFメダル	賞金 500,000 円
2位	トロフィー、JAFメダル	賞金 250,000 円
3位	トロフィー、JAFメダル	賞金 100,000 円
4位	トロフィー	賞金 70,000 円
5位	トロフィー	賞金 50,000 円
6位	トロフィー	賞金 30,000 円

②エンブレムクラス

順位	主催者賞
1位	トロフィー、JAFメダル
2位	トロフィー、JAFメダル
3位	トロフィー、JAFメダル
4位	トロフィー
5位	トロフィー
6位	トロフィー

2. 各大会賞典は決勝出場台数により賞の制限を行う。入賞は6位を超えない出走台数の50%（端数切捨てとし、1台の場合には大会賞典は用意されない）とする。

第24条 シリーズ賞典

1. 各大会の決勝レースで完走したグローバルクラスのドライバーには、下記の表に基づいてシリーズポイントが授与される。ただし、得点を得る車両は、当該レースにおける優勝車両が走行した周回数の90%（小数点以下切捨て）以上の周回数を走行していなければならない。

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
20P	15P	12P	10P	8P	6P	4P	3P	2P	1P

2. ドライバーは、出場レースによって異なった車両で参加しても、その車が参加車両の規則に合致していれば、年間を通して得点は加算される。
3. ドライバーは、複数のレースに出場して得た得点のうちから、高得点順に、選手権レースとして成立したレースの合計数の70%（小数点以下四捨五入）の得点を合計してシリーズポイントとすることができる。ただし、開催されたレースの合計数が5回に満たない場合、開催されたレースの全てがシリーズポイントの対象となる。
4. 複数のドライバーが同一のシリーズポイントを得た場合、次の基準に基づき上位者を決定する。
- ①有効得点（上記3項によるシリーズポイントの対象レースで得た得点）の範囲内で高得点を得た回数が多い順に順位を決定する。
- ②上記①の回数も同一の場合、当該競技者が獲得したすべての得点の内、高得点を得た回数の

多い順に順位を決定する。

③上記①および②の方法によっても順位が決定できない場合は、最終戦における得点をもって決定する。最終戦の得点によっても順位が決定できない場合は、最終戦の前の競技会における得点というように遡って順位が決まるまで続ける。

5. シリーズポイントを集計して決定した順位により、下記の賞典がドライバーに授与される。

順位	主催者賞	BFGoodrich 賞
1位	マツダカップ	賞金 500,000 円
2位	トロフィー	賞金 250,000 円
3位	トロフィー	賞金 100,000 円
4位	トロフィー	賞金 70,000 円
5位	トロフィー	賞金 50,000 円
6位	トロフィー	賞金 30,000 円

※JAF は、最高得点者を地方選手権保持者として認定し、JAF 資格認定証および JAF が別に定める「JAF モータースポーツ賞典規定」による賞典を授与する。

6. シリーズポイント1位のドライバー（「プラチナ」「ジェントルマン」は問わない）と、2位以下の「ジェントルマン」の最上位ドライバーの計2名には、副賞として世界一決定戦出場権を授与する。当該ドライバーが世界一決定戦出場権を辞退した場合、権利は下位に繰り下がる。繰り下がりは6位まで行われ、それ以降は繰り下がらない。

※世界一決定戦出場権の詳細については、B-Sports より別途通知する。

7. シリーズ賞典は、年間の各クラスの平均出走台数により、賞の制限を行う。入賞は6位を超えない出走台数の50%（端数切捨て）とする。

第25条 特別賞典

1. Best Over 45 賞

2019年1月1日時点で45歳以上となるグローバルクラスのドライバーを対象として（ただし、事前に本人が希望されない意志を示した場合には対象外とする）、シリーズポイントが最上位のドライバーに賞典として記念盾を授与する。

2. Best Rookie 賞

2019年度シーズンから初参戦するグローバルクラスのドライバーを対象として、シリーズポイントが最上位のドライバーに賞典として記念盾を授与する。

3. Best Woman 賞

グローバルクラスの女性ドライバーを対象として（ただし、事前に本人が希望されない意志を

示した場合には対象外とする)、シリーズポイントが最上位のドライバーに賞典として記念盾を授与する。

第26条 本規定に記載されていない事項

本規定に記載されていない事項については、競技会特別規則および公式通知により公示される。なお、本規定の変更や解釈は **B-Sports** ブルテンとして **B-Sports** より公示される。

以上

2019年1月16日（草案）

B-Sports GLOBAL MX-5 CUP JAPAN 事務局 発行